

岩倉市市民参加条例検討委員会議事録

会議名称	第12回岩倉市市民参加条例検討委員会	
開会及び閉会日時	平成27年5月15日(金) 午後2時から午後4時45分	
開催場所	岩倉市役所 第1委員会室	
委員長氏名	小林 慶太郎	
出席委員 所属等、氏名	四日市大学教授 平成26年度岩倉市区長会 ローカル・ワイド・ウェブいわくら 市民公募 市民公募 市民公募 総務部行政課長 市民部市民窓口課長 総務部協働推進課主査	小林 慶太郎 中島 徳男 安江 弘雄 永野 宗久 沖田 明美 加藤 政雄 中村 定秋 近藤 玲子 兼松 英知
欠席委員	いわくら・ユニバーサルデザイン研究会	大野 代志子
事務局 職氏名	総務部長 協働推進課長 協働推進課主幹 協働推進課主事 協働推進課主事 まちづくり政策推進特命担当	奥村 邦夫 小松 浩 竹井 鉄次 須藤 隆 宇佐美 祐二 柴山 俊介
会議次第	1 あいさつ 2 議事録の承認 3 条例案の説明 4 議事 (1) 公聴会の公述人について (2) 住民投票に関する事項について 5 その他	
配付資料	1 次第 2 資料1：第11回検討委員会議事録 3 資料2：第11回検討委員会の協議内容に係る条文(案)	

議事録

次第 2～5 について

2 議事録の承認

[事務局が作成した第 11 回検討委員会の議事録について承認]

3 条例案の説明

[事務局より資料 2 に基づき条文（案）について報告]

4 議事

(1) 公聴会の公述人について[委員により議論]

委員長 No.28「公聴会の公述人」について議論したい。条例と規則のどちらで規定するか。

委員 規則で規定した方が修正しやすいが、そもそも細かく修正する必要を感じないので条例で規定すればよい。必要があれば、数年に一度の定期見直しの際に修正すればよい。

委員 他の手続とのバランスを考慮すると、条例ではなく規則で規定すべきである。

委員 同意である。手続に関することは規則で規定するのが一般的である。

委員 手続に関することは規則で規定すればよい。ただし、公述人を市長が自由に決定することを防ぐため、流山市条例第 16 条第 3 項のように、「一方の意見に偏らないように公述人を決定しなければならない」という旨を条例に規定すべきである。

委員長 現時点では、公聴会の開催に関して公述人についての記載がないため、流山市条例第 16 条第 2 項にも倣って「必要と認めるときは、公聴会において学識経験を有する者の意見を聴くことができる」と規定し、公述人の決定については第 3 項に倣って規定する。その上で、その他の手続に関しては規則で規定することとしてよいか。

委員 異議なし。

(2) 住民投票に関する事項について[委員により議論]

委員長 No.29「住民投票の未検討事項」について検討する。まず、「住民投票の執行」について、事前のワークシートでは、全員が規定することで一致している。また、市長を執行者とし、選挙管理委員会に事務を委任するという意見が多数あるが、そのとおりでよいか。

委員 異議なし。

委員長 次に、「選挙管理委員会の事務」についてどう規定するか。

委員 選挙管理委員会委員に対して、住民投票の発議や署名活動への参加を制限するよう規定すべきである。

委員長 特に反論がないので、そのとおり規定することとする。次に、「要旨の公表等」につ

いてどうするか。ワークシートでは規定するという意見が多い。規定しないほうがよいという意見がなければ、規定することにしてよいか。

委員 異議なし。

委員長 次に、「代表者証明書の交付等」についてどう規定するか。

委員 このあと検討する「投票資格者名簿の調製」にも関連するので日進市の条例と同程度の規定をするべきである。代表者証明を発行する際に、投票資格者名簿を作成し、それが署名必要人数の確定にもつながっているためである。

委員 代表者の身分を証明するために証明書は必要であり、規定するべきである。また、ここまでの議論では「代表者」について触れられていないため、条例で何らかの規定をしておくべきである。規則において初めて「代表者」という言葉が出てくるのは不自然である。

委員 そもそも署名は誰が集めてもよいものではないのか。代表者や期間を定めること自体に疑問を感じる。制限を増やすと、民意が反映されにくくなる。柔軟性を持たせるために、条例ではなく規則で規定するべきである。

委員長 時間の経過などにより、考えや状況が一変する可能性があり、署名の有効性が薄れるため、書式や期間などの制限はある程度必要である。

委員 もう一点、署名ができる人についての規定がされていないがどうするのか。投票資格者しか署名できないように規定するべきではないか。

委員長 現時点では、「年齢満 18 歳以上の住民」が署名できることになっている。必要署名数の割合も同様である。前回の議論を踏まえて、「投票資格者」に置き換えることとする。代表者等に関する具体的な手続に関することについては、条例のどこかの一文に「この条例に規定されていないことに関しては規則で定める」と規定すれば、柔軟性を持たせつつ全体のバランスも取れると思うがどうか。

委員 異議なし。

委員長 では、代表者証明書の交付については、条例ではなく規則で規定することとする。次に、「投票資格者名簿の調製」についてどう規定するか。日進市の条例に倣うと、先に議論した代表者証明書の規定と同様に規則で規定してもよいと思うがどうか。

委員 細かいことを規定する必要はないが、「選挙の場合と同様とする」と規定したほうがよい。

委員長 現時点では、公職選挙法上の投票資格は満 20 歳以上となっており、満 18 歳以上としている岩倉市と相違が出てしまう。

委員 転出者の抹消などのように、厳密には取扱いが異なるため同様には規定できない。

委員 署名を集める期間と住民投票を実施する期間との間に名簿の調製が可能ではないか。

委員 なるべく円滑に事務が進められるように規定するべきである。

- 委員 同意である。細かく規定する必要はない。
- 委員 投票資格者名簿の調製にはどのくらいの時間がかかるのか。
- 委員 システムを利用して1日で調製できる。
- 委員 そうであるなら、住民投票を実施する段階で調製することとすればよい。
- 委員長 そのことも規則で触れることにすればよい。その上で、「選挙管理委員会は、規則で定めるところにより投票資格者名簿を調製し保管しなければならない」とし、具体的な調製時期等は規定しないこととしてよいか。
- 委員 異議なし。
- 委員長 次に、「署名数の告示」について、定期的に投票資格者名簿を調製しないこととしたので、条例で署名数を告示することは難しい。必要になった時に告示することになるので、規則で規定するかどうかは別として、条例では規定しないことでよいか。
- 委員 異議なし。
- 委員長 次に「住民投票の期日」についてどう規定するか。
- 委員 規則で規定すればよい。
- 委員 期日は重要である。例えば、住民投票の実施の通知から30日以上90日以内などとして、条例で規定したほうがよい。
- 委員長 規則は市長が決めるものであるため、市長にとって不都合な内容の住民投票の場合に意図的に期間を引き延ばすことができってしまう。公正・透明なものにするためにも条例で規定したほうが望ましい。
- 委員 同意である。投票運動の期間を保障するために、通知から実施までの期間についても規定しておくべきである。市長の一存で決定できないよう、規則ではなく条例に規定する必要がある。
- 委員 市長が非常識な規則を制定することは、リコールにもつながり得るため考えにくい。規定するのであれば、国政の解散から総選挙までの期間等を参考にして決定してはどうか。
- 委員長 では、実施の通知から30日以上90日以内としておいて、国の選挙等と重複する場合は期間を変更できる旨を規定しておくことでよいか。
- 委員 異議なし。
- 委員長 次に、「投票所等」についてどう規定するか。
- 委員 投票する住民の立場に立てば、通常の選挙と同じ投票所を規定したほうが分かりやすい。
- 委員長 では、日進市の条例にならって条例に規定することでよいか。
- 委員 異議なし。
- 委員長 次に、「投票資格者でない者の投票」についてどう規定するか。

- 委員 条文として規定するのではなく、投票資格者の定義に、投票資格者でない者の定義を追加してはどうか
- 委員 賛成である。
- 委員長 では、投票資格者に並べて投票資格者でない者を定義することでよいか。
- 委員 異議なし。
- 委員長 次に「投票の方法」についてどう規定するか。「賛成」「反対」と直接記入する方法や、あらかじめ印刷された賛成・反対の欄に「○」「×」と記入する方法などがある。選択肢を二者択一とすることはすでに決定しているがどうするか。
- 委員 「○」「×」など、投票者の意思を明確に表現できる方法にするべきである。
- 委員長 「A市かB市かどちらと合併したいか」や「寄付金を使って科学館か美術館かどちらを建てたいか」を問う場合など、単純に「○」「×」で投票できない場合も考えられる。条例でなく規則で規定するほうがよいのではないか。
- 委員 意図は理解できるが、美術館か科学館かというのは、後で公表された際に議員が議論するため問題ないとする。
- 委員 住民投票の内容によって選択肢が変わってくる。ただ、二者択一の形式をとることはすでに決まっているため複雑化することもないので規則に規定すればよい。
- 委員 国の選挙などと同様に一人一票の秘密投票や代理投票、点字投票については条例に規定すべきである。
- 委員長 では、秘密投票や代理投票、点字投票については条例に規定し、その他は規則に規定することでよいか。
- 委員 異議なし。
- 委員長 次に「投票所における投票」についてどう規定するか。
- 安江委員 公職選挙法に準じる部分が多いが、そのまま「公職選挙法に準じる」と記述すればよいのではないか
- 委員長 条文の体裁として好ましくない。規則で定めるとしておいて、規則における表現として「公職選挙法に準じる」とすることはできる。
- 委員 地方自治法の規定で、権利を制限したり義務を課すものについては条例で定めることになっている。当日に投票することや、投票資格者本人が投票所に行くことを義務付けることにもなるので、条例に規定すべきである。
- 委員長 特に反対意見もないので、条例に規定することでよいか。
- 委員 異議なし。
- 委員長 同様の理由で、次の「期日前投票・不在者投票」についても条例に規定することでよいか。
- 委員 異議なし。

- 委員 基本的な内容に関しては、公職選挙法に準じるよう規定しておいたほうが、住民にとって分かりやすいのではないかと。
- 委員長 公職選挙法の規定自体も様々な法律の条文と関連しているため、一概に準じることは難しい。一つ一つ規定せざるを得ない。
- 委員 住民投票実施時の具体的な事務等についてはどこで規定するのか。
- 委員長 そういった具体的な内容を規則で規定することになる。次に、「無効投票」についてどう規定するか。投票の方法を規則で規定することとしたため、条例で規定するのは難しいとも感じるがどうか。
- 委員 所定の用紙によらないもの、白紙投票、意思表示が明確でないものを無効投票としてはどうか。
- 委員 賛成である。さらに、その他のものについて規則で別に規定することとしたい。
- 委員 無効票を減らすよう努めることも規定したい。
- 委員長 岩倉らしさが出てよいのではないかと。
- 委員 秘密投票を脅かす可能性があるものを排除する必要がある。例えば、投票用紙に投票者自身の氏名を書くことで、開票時の立会人等に自身の投票内容を知らせることができてしまう。投票と無関係の事柄を記載したものは無効とするべきである。
- 委員長 例えば、「大賛成」というものを無効にするのはすぐわない。秘密投票を脅かす可能性があるものは排除するべきだが、できるだけ投票者の意図を汲み取るようにするべきである。
- では、無効投票については、「所定の用紙によらないもの」、「白紙投票」、「意思表示が明確でないもの」、「他事記載により投票の秘密を脅かすもの」とその他は規則で定めることとし、さらに無効票を減らすよう努めることも規定することとしてよいのか。
- 委員 異議なし。
- 委員長 次に、「投票結果の告示等」についてどう規定するか。
- 委員 投票後に議会を経ることで結果が公になるので、特に規定する必要はない。
- 委員 投票した住民にとっては、自分たちの投票結果を純粋に知りたいであろうから、条例に規定するべきである。
- 委員 条例全体のバランスを見て決めればよい。
- 委員 住民投票の目的が民意を問うことにあるので、結果を告示することは重要であり当然であるため条例に規定するべきである。
- 委員長 では、条例に規定することによいか。
- 委員 異議なし。
- 委員長 次に、「投票及び開票」についてどう規定するか。ここまで規定したもののほか投票

や開票に関することを、「公職選挙法に準じる」とか「別に規則で定める」などと規定するかどうかということである。ここまでの議論においても、細かいことや具体的な事務に関することは規則で定めるとしてきたので、条例に規定することでよいのではないか。

委員 開票に関して、いかなる投票率でも開票することを規定したい。

委員 結果を告示するということは、当然開票することになるので特に規定する必要はない。

委員 規則において、開票しないことを規定することができてしまわないか。

委員長 先に議論した「投票結果の告示等」において、「住民投票が行われた際には、選挙管理委員会はその開票結果を必ず告示する」と規定すれば必ず開票することになる。規則で開票しないように規定することも防ぐことができる。

では、「投票及び開票」について条例で規定するとしてよいか。

委員 異議なし。

5 その他

今後の日程

第13回 平成27年6月12日（金）第1委員会室

第14回 平成27年7月10日（金）会議室7 いずれも午後2時から4時30分まで